

戦後70年に考える : 憲法とは何か

南野, 森
九州大学法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/1787731>

出版情報 : 憲法問題. (27), pp.135-147, 2016-05-03. 三省堂
バージョン :
権利関係 :

戦後70年に考える——憲法とは何か

南野 森 (九州大学)

はじめに

九州大学の南野です。今ここで保阪さんのお話を聞かせていただいておりますが、本当に感動いたしました。今日は来て良かったと心から思っております。

全国憲のこの市民向け集会は、われわれの学会から憲法研究者が1人、学会外から有識者の方が1人、合計2人で講演を行うという形式で近年は行っています。それにしてもなぜ私に、こういう大きな機会が与えられたのか、不思議に思います。恐らく、私が去年(2014年)の夏に、AKB48の内山奈月さんと一緒に『憲法主義』という本を出して、もちろん相手がAKBのアイドルですから、そのおかげでとても話題になり、結果として私の知名度が上がったということが背景にあるのだらうと思います。

ちなみに私はもともとAKBには興味がなく、AKB48というもののメンバーは48人ではないそうで、そんなことも今回初めて知ったぐらいの人間でした。そんな私に、出版社からオファーが届いたのが本の出版のちょうど1年前、2013年の7月でした。もともとAKBに興味がなかったということもありますし、それからそもそも、タレントと大学の研究者が一緒に本を出すなどというのは、やってはいけないこととは言いませんが、少なくともあまり好ましいことではない、「色物」だと思われるんじゃないか、という気がいたしました。このオファーを受けるべきかかどうか、かなり迷ったわけです。

ところが、最終的にはこのオファーをお受けしました。ではなぜお受けしたのか。もともと私はフランス憲法学の、しかも法哲学的な部分、憲法とは何かとか、法の解釈とは何かとか、あるいは裁判する権力とは何かとか、そういうあまり実際の世の中には関係しない小難しいことを考えるのが好きな人間でした。そういう人間がなぜこういう仕事を引き受けたのか。それを少しお話しさせていただくことで、大げさなタイトルをつけてしまいました。「戦後70年に考える——憲法とは何か」という本日の私

の話の導入にさせていただけるのではないかと考えています。

1 第2次安倍政権と96条改正論

2013年というのは、第2次安倍政権が本格的に始動した年ですね。同政権による憲法に関わる論点での最初の重要な主張は、96条改正論です。96条というのは、日本国憲法を改正するための手続きを定めた規定ですね。改憲のためには衆参両院で3分の2ずつの賛成がまず必要で、その上で国民投票で過半数の賛成が必要だとする定めです。この96条の改正を安倍政権が積極的に言うようになるのが2013年の春です。

憲法改正規定を改正することができるのかという議論は、学問的にはとても難しい議論として存在します。日本の多くの憲法学説は、改正規定の改正は、論理的に不可能だと考えていますが、そこには今日は立ち入りません。ただ、安倍さんの主張する96条改正論は、ほんとうは9条をこそ改正したいのだけれども、国会で3分の2の賛成はなかなか得られない、つまり改正のルールをそのまま使ったのでは目的達成が困難に思える、だから先にハードルを下げておきたい、という話です。どこを変えるかという実体的な話では、維新の党、みんなの党などと合意できないかもしれないけれども、3分の2を過半数に下げるという手続的な話だけにしてしまえば、賛同が得られるんじゃないかという、そういうリアルポリティクスの計算に基づいた主張を、安倍さんは言い出したわけです。

これに対しては、昔から改憲派の憲法学者として有名であった小林節先生ですら「裏口入学」を目論むものだと批判されました。2013年の5月には「96条の会」という組織ができ、その発足記念シンポジウムが6月に上智大学で開催されました。樋口陽一先生と小林節先生が一行に並んで会見されるという事態は、私が学生だった頃には想像すらできなかった光景だと不思議な感慨を覚えたものでした。

このように第2次安倍政権の改憲論は、のっけから変化球を投げてくるというか、かつてであれば、たとえば私の学生時代には、改憲論と言えば9条、護憲派と言えばやはり9条、とシンプルな対立構造があったと思うのですが、そうではない様相を呈していたのです。この点については、結論的には、2013年7月の参院選では争点化が避けられました。小林先生から樋口先生まで、みんなが96条改正には反対したという、そういう声が勝ったということがひとまず言えるでしょう。いったん96条改正論は引っ込められた、ということになるろうかと思えます。

2 自民党改憲案と立憲主義

ところで、自民党という政党は、党是として憲法改正を掲げてきましたが、それでも日本国憲法の全面的な改正案を発表したことはこれまでに2度しかありません。いずれも今世紀になってからです。1回目は2005年11月、小泉政権時代です。そして2回目が2012年4月、つまり自民党が下野している時代に出した、現在自民党がおかしな漫画⁽¹⁾を作って宣伝を始めている改憲案ですが、これは1回目の案に比べても実に復古的な色の強いものです。憲法とは何か、何を憲法に定めるべきか、という根本的なところからそもそも異質なものを含んでいるため、この案に対しては、「立憲主義に反する」との批判が多く出されることになったわけです。

すると、磯崎陽輔参議院議員という、当時は自民党の憲法改正推進本部事務局長というポストにあり、まさにこの憲法改正案作成の中枢にいた方で、現在は総理補佐官を務めておられる安部さんの側近が、2012年5月末に、ツイッターで「(自民党の) 憲法改正草案に対して、『立憲主義』を理解していないという意味不明の批判を頂きます。この言葉は Wikipedia にも載っていますが、学生時代の憲法講義では聴いたことがありません。昔からある学説なののでしょうか。」と呟かれたのです。これは実に意味深長です。立憲主義なんて聞いたことがない、最近の学説なのかと、自民党総裁の側近、党の改憲案を作成した中心人物、そして元官僚で参議院議員という人物から、改憲案に反対する人々の言説に反論する文脈で「立憲主義なんて知らない」という言い方がなされたのです。

立憲主義の意味は、細かく学説上の定義をしようとするともちろん様々な異説はありますが、大まかに言ってしまうと、国家や地方公共団体の権力、つまり公権力を憲法で作出したうえでそれを縛る、そして何のために縛るのかというと、市民の権利を保障するためだ、というイデオロギーです。これが近代以降、ヨーロッパやアメリカを中心にして広まってきたわけですね。日本も旧憲法において、不完全ながらも、フランス革命の100年後に、そういう西洋近代の立憲主義の考え方を取り入れたわけです。旧憲法時代には「立憲」という名前の付く政党がたくさんあったことは皆さんよくご存知の通りです。

そういう、少しでも憲法を学んだことのある人間からすれば常識ともいえるべきことがら、あるいは、およそ憲法草案を作ろうとする国会議員であればよもや堂々と言ってのけて許されるはずもないようなことがらが、恥

も恥じらいもなく言われてしまったわけですが、それでも、それは2012年5月のことで、つまり自民党は野党なのだから、放っておいても良いだろうと高をくくっていたら、あっという間に政権に復帰し、そしてそのトランプ発言をされた方は首相補佐官にまで成り上がられ、メディアに積極的に登場して政権の憲法論、つまりは96条改正論を広報するという役回りを演じられるようになった、という状況が2013年の春頃に現出していたわけです。

3 安保法制懇と集団的自衛権

それからもう一つ、また話が前後しますが、安倍政権というのは第2次政権の前に第1次政権もありましたね。2006年9月から1年しか続きませんでした。そのときに安保法制懇というものが作られました。首相の私的諮問機関として、安倍さんの「お友達」とも言われるような、首相と考え方の近い有識者を集め、日本の安保法制等について提言を行うために設置されたものです。ところが第1次安倍政権は途中で放り投げられましたので、提言は福田政権になってから出され、事実上棚晒しになりました。第2次安倍政権になり、安倍さんはもう一度安保法制懇の設置を決めますが、それが2013年2月です。当時から、そのいちばんの狙いは集団的自衛権の解禁だと報道されていました。

9条の細かい解釈には今日は立ち入りませんが、まず大前提として、9条の下では、なかんずく9条2項には戦力不保持と書いてあるものですから、当然、日本は戦争はできない。しかし攻められたときに反撃できずに座して死を待つというのでは、政府の立場としてはいかにも不都合ですから、個別的自衛権、つまり自国が攻められたら反撃する権利だけは、13条の解釈とか国家の自然権とか、政府は様々な理屈をやり繰りして認められると言うわけです。政府解釈によれば、個別的自衛権に基づく実力行使までは認められる。しかし、自分の国が攻められていないにもかかわらず他国を助けるという意味での集団的自衛権、私は「他衛権」という言葉を一年ほど前に朝日新聞で使ったことがあります⁽²⁾が、これは、9条2項で明確に禁じられていることになるわけです。

しかし誰がそう言ったのかと言うと、最高裁判所はそんなこと言ってないんですね。日本の最高裁は9条について判断しません。安保法制懇のメンバーに元タイ大使の岡崎久彦さんという、先般亡くなりましたが、右派論客などとも呼ばれる有名な外務省OBがおられました。彼があるとき

産経新聞の論説欄で、最高裁判所は砂川事件判決において自衛隊を合憲と判断した、とお書きになりました⁽³⁾。しかしこれは全く事実と反する、完全なデマです。それで私、頭に血が上りまして(笑)、ただちにネットにそんな事実は全くないという小文を書きました⁽⁴⁾が、最高裁が自衛隊の合憲性について1度も言ったことがないというのは、われわれ憲法を勉強している人間にとっては常識に属する話なのです。

9条の解釈を最高裁判所は示してくれない。では誰がするのかといいますと、次はもう政治部門しかないわけです。国会、そして内閣です。国会と内閣の示してきた憲法9条の解釈は、国会の議事録を読めば分かります。国会でどういう議論がなされたか。政府が、内閣が、9条についていかなる解釈を示してきたか。政府が示したものが政府解釈と呼ばれるものですが、集団的自衛権についての政府解釈は、実に一貫しています。1950年代後半から、はっきりするのは1960年の岸信介内閣のときですが、実はその前から国会審議において、日本政府は一貫して「集団的自衛権は憲法9条の下では認められない」と答弁し続けています⁽⁵⁾。

このように60年近く日本政府が言い続けてきた解釈を、安部さんとはとにかく変えたい。集団的自衛権を容認すべきというのは、若い頃からの安倍さんの信念のようです。安倍さんは、小泉政権時代、自民党幹事長だったときのインタビュー⁽⁶⁾で、なぜ集団的自衛権なのかという問いに対して、明確に、集団的自衛権を行使できるようになれば「日米は圧倒的に対等になる」、と仰っています。「日米が対等になれば、アメリカに対してもっともっと主張できるようになる」、と。また、その頃出版された安部さんと岡崎さんの対談本『この国を守る決意』⁽⁷⁾では、軍事同盟というのは「血の同盟」である、日本が攻められればアメリカの若者が血を流す、ところがアメリカが攻撃されても日本の若者が血を流すことはない、これでは対等なパートナーとは言えない、とも仰っています。

これは外務省の一部にも昔からある考え方だろうと思います。典型的には岡崎久彦さんですね。第2次安倍内閣が発足し、いわば満を持して、あるいは捲土重来、岡崎さんと安部さんがもう一度タッグを組んで、安保法制懇という形で集団的自衛権解禁の方針を出す、そういうことになるのではないかと、いろいろな所で憶測が報じられるようになっていたのが、2013年の春から夏にかけてであった、というわけです。

4 内閣法制局と政府解釈

ところが、これはやはりできないんですよ。9条についての政府解釈は、実に綿密に、内閣法制局が作り上げてきた。内閣法制局が政府の憲法解釈を作り上げてきたことについては、これを悪く言う人ももちろんいます。官僚が日本の命運を決めるような権力を握ってよいのか、と。一時期の民主党政権はそうでしたね。それはさておき、裁判所の判決がない以上、政府として9条の解釈をきちんと組み立てなければいけない、これは当たり前です。しかし、解釈が内閣が替わるごとにコロコロ変わったのでは、対外的にも信用を失うでしょうし、対内的にもおちおち寝ていられないということになりますから、そういう意味で自衛隊に関する解釈というのは、積み重ね積み重ねで、自縄自縛と言うとマイナスなイメージがありますが、自分で自分を縛る、政府自身がここまではできる、ここからはできないと宣言してきたわけです。その解釈に対しては、もちろん憲法学の中でも反対がありますが、日本政府としては9条の下でこういう解釈を採るんだ、ギリギリできるのは個別的自衛権なんだ、集団的自衛権はできないんだということを、1950年代後半から言い続けてきたわけです。

これを、日本を取り巻く安全保障環境が変わったからとか、いろんな理由が挙げられていますが、根本にあるのは先ほど言った安倍さんがアメリカと対等になりたいという、そういう感覚なんだろうと思いますが、それを理由として安倍内閣で何としても変えたい、と思っている。一番良いのは憲法9条を変えて、国防軍と書いて、それで集団的自衛権も個別的自衛権も使えるんだと決めることでしょう。大変すっきりする。しかし、それをやるにはハードルが高過ぎる。そこで96条を変えようと主張したのだけれど、みんなに反対されてしまった。それで、引っ込めた。

ではどうするかということで、解釈を変えればいいんだと。しかし先ほど言ったように、こと9条に関しては、政府の解釈というのは、1950年代後半から積み重ねられてきた、対外的にも対内的にも言い続けてきたものであって、そういう重みがある以上、そんじょそこの条文の解釈を変えることとは全く意味が違うわけです。それをやりたい、というのが安倍さんです。しかしそれは、やはり法の論理からするとできない。なぜできないかということ、もしそれができるのであれば、もはや憲法というか条文そのものが要らないよねという話になるからなのです。非常にシンプルなことで、1950年代後半から歴代内閣が同じ論点で、一貫して言い続けて

きた論理を、安倍内閣が突然180度変えるなどということが仮に認められるのであれば、もうなんでもありになってしまいますよ、という話です。

しばしば、「集団的自衛権が行使できるようになると、徴兵制が始まるのではないか」と言われます。それに対して政府は「徴兵制は、『意に反する苦役』からの自由を定めた憲法18条の解釈上できないので、憲法改正をしない限りあり得ない」と言います。しかしそれも、解釈にすぎない以上、ある日ある内閣が解釈を変えれば簡単にできることになるわけです。護憲・改憲のいちばんの対立軸であった9条の、そして集団的自衛権のように実に重大な、かつ60年近くの積み重ねのある論点で、いとも簡単に解釈変更が許されるのであれば、他の論点など、なおもていわんやという話です。ですから、さすがに集団的自衛権についてのこれまでの政府解釈を180度ひっくり返すなどということは、法の論理に支配されるはずの内閣法制局は真っ先に反対するだろう、認めないだろう、と私は思っておりました。実際、内閣法制局の歴代長官で存命の方の多くは、この安保法制懇の話が報道されるようになったときから、口をそろえて「そのような解釈変更はできるわけがない」と言い続けてこられました。

ところが、私がこの『憲法主義』の話を——まだその話をしていたのかと思われるかもしれませんが（笑）——、PHPからオファーを受けてどうしようかと迷っていた、それが2013年の7月末だったわけですが、そのとき、8月2日だったと思いますが、ある衝撃的なニュースが飛び込んできたのです。たしかNHKのツイッターで速報に接したと記憶しているのですが、安倍首相が内閣法制局の長官を交替させ、駐フランス大使の小松一郎氏の起用を決めた、と。小松さんは外務省の国際法局長だった方です。これには本当に驚き、また私はパーッと頭に血が上って、その瞬間に「安倍政権は一步踏み越えたな」とツイートしたことを覚えています。

内閣法制局の長官ポストに関しては、まさにその時々多数派、あるいは民主的な正統性を前面に打ち出して当然の内閣から、官僚であるにも関わらず距離を置くという、そういう非常に不思議な組織で内閣法制局があり続けるために、独特な順送り人事の伝統ができ上がっていました。内閣法制局は、第1部から第4部という4つの部に分かれています。そのうち憲法に関して意見を述べるのが第1部です。そこに部長のほかには現在5人の参事官がいます。この人々は、裁判官や検察官、あるいは霞ヶ関の官庁からエース級の人が出向という形で来るそうです。内閣法制局として独自に採用しているわけではないのです。そして法制局や他官庁を行った

り来たりしながら研鑽を積んで、内閣法制局を背負っていけそうな優秀な人間だという評価になると、出身官庁には戻らず、やがて第1部長になり、次に内閣法制次長、そして最終的に内閣法制局長官になります。このような人事の流れが戦後続いてきました。

もちろん、形式論・法律論からすると内閣総理大臣に任命権があります。極端な話、自分の本当のお友達を長官に任命することだって、やろうと思えばできるわけです。しかし、そういうことをしたのでは、その時々政権から距離を置いて、法の論理だけに基づいて、ある政策が憲法上できるか、できないかという判断を下すという、そういう地位といいますか、中立性といいますか、そういったものが維持できなくなりますから、歴代の自民党政権はそこには手を付けずに来たわけです。ところが安部さんは、そこに手を付けたわけです。これが8月2日に報道されて、「これはいよいよ来たな」と、私は思ったのです。

本来の保守政権であれば、そのような伝統とか先人の知恵、あるいは解釈の積み重ね、そういったものを保守するべきでしょう。それが憲法政治の王道ではないのかとも考えて、「世界」という雑誌に「禁じ手」の使い過ぎだと批判する論文を、長官人事発表の直後に書かせていただきました⁽⁸⁾。

5 憲法とは、立憲主義とは

2013年7月末に本作りのオファーを頂いたとき、日本は、あるいは私が置かれた状況は、そういう状況だったのです。こういうことが許されてしまうと、憲法の「規範力」、憲法が規範として持つ力が地に落ちるでしょう。憲法というのは、あるいは立憲主義という考え方は、民主主義さえ敵視するものです。敵視というのは言い過ぎかもしれませんが、少なくとも民主主義に対しても警戒心を解かない。そういう政治構想です。なんでも多数決で決めていいのであれば別に憲法を定めなくてもいいし、憲法の改正方法を特別多数決にする必要はないわけです。「選挙で選ばれた私が最高責任者。文句があるなら次の選挙で落とせばよい」という、いわば選挙民主主義万歳の考え方に対して、「その時々多数派でも、できないことがある」という、そういう歯止めをかけるのが憲法です。

それなのに、憲法草案を作った人が「立憲主義なんて聞いたことがない」とうそぶく。今までの自民党であれば、そんな禁じ手を使うことはなかっただろうという手法で目的達成を図ろうとする。自分たちにとってゲームのルールが不利だから、「ハードルを下げよう」と言い出す。あの手この

手でくせ玉を投げてくるのは一体何なのだろうと、私は考えました。

それは、ちょっと気取った言い方に聞こえるかもしれませんが、一種の反知性主義。積み重ねられてきた知恵といったものに対する軽視。これは、さきほどの保阪さんのお話とも共鳴しているところがあると思うのですが、民主主義というのは暴走しうるものだからこそ、われわれの先人が、失敗を繰り返さないために、それにどうブレーキをかけるかということで憲法というものをつくり、運用してきたわけです。そういうところをすっ飛ばして「選挙で勝ったのだからいいじゃないか」と言い放つのは、あまりにも軽すぎる。

憲法研究者としては「いや、ちょっと待ってほしい。確かに民主主義が政治の原則ではあるし、確かに内閣法制局長官の任命権も首相にあるし、確かに96条の手続きに従えば96条を改正することも形式的には可能だし、つまり、悪いことは何もやってないはずなのだが、でも、そうじゃないでしょ」ということを言わなければいけない。それは一言でシンボリックに言うと憲法を尊重する主義、つまり憲法主義＝立憲主義ということなんです。憲法で権力を縛る。縛られている権力の側が、自分の政策遂行のために邪魔になると考えるのであれば——そう考えるのは当たり前です。憲法というのはそれが狙いですから——、正面から憲法改正を訴えればいい。そのための道具を日本国憲法はちゃんと用意しているのです。

しばしば「3分の2は厳しすぎる」と言われますが、実際の政治では全会一致で可決される法律も決して稀ではありません。共産党や社民党を除く圧倒的多数、3分の2を優に超えて賛成されたものも含めれば、かなり多いと言えます。たとえば消費税増税法案も衆参両院で3分の2を超える賛成を得ましたし、あるいはくだらない例で言うと、来年(2016年)から8月に「山の日」という祝日ができるのですが、こんなものも、全会一致に近い形で可決されています。ようするに、論点によっては、あるいは説得をすれば、3分の2を超える多数は実際に得られているのです。

特定の政策を遂行しようとしたとき、中立的な内閣法制局に「そのためには憲法改正が必要だ」と判定されたなら、政権としては、憲法改正に必要な3分の2の賛同を議会内で得る努力をすればいい。そのためのあの手この手の手段を政権与党は持っているのです。そういうことをせずに、「96条はハードルが高すぎる」とか、「内閣法制局だけが抵抗するからトップの首を替えよう」とか、そういう発想をするというのは憲政の常道に反するのです。そのような安倍政権が、国民の支持を受けて、昨年末には解

散総選挙も突然やって、どうやら長期政権に入った、と。そういう状況にわれわれは戦後70年目にして置かれているということなんですね。

そこで、やっぱり磯崎議員のみならず、多くの人に立憲主義の考え方、憲法とはどういうものであるか、ということを知っていただいた方が良いだろうと思い、私はこの本の製作を引き受けることにしたわけです。その結果、私の学界での評判は落ちたとしても（笑）、本の方は多くの方が褒めて下さいました。今日ここに来ておられるジャーナリストの江川紹子さんも褒めて下さいましたし、それから左から右までという言い方が適切かどうか分かりませんが、共産党の小池晃参議院議員は「のっけから9条ではなく、憲法とは何か等について南野氏の講義はわかりやすい」とツイートして下さいましたし、漫画家の小林よしのり氏は「自分はAKBファンだから、内山奈月が偏った憲法講義を受けていないか心配したが、ちゃんとした憲法学者で良かった」とブログに書いて下さいました。そして朝日新聞の天声人語でも取り上げていただき、ますます多くの人に読んで貰えるようになりました。

おわりに

憲法とは何か。条文には書かれていない憲法の考え方、本質というものを知らないと駄目だ、駄目だと言うと偉そうに聞こえるかもしれませんが、やはり今、知らなければ駄目な状況になっているのだと思います。立憲主義に反するような言説・言動に誰も驚かなくなっている。保阪さんのお話にも出てきましたが、首相が国会で自衛隊のことを「我が軍」と言っても大騒ぎにならない⁽⁹⁾。他方で野党議員が安保法案を「戦争法案」と呼ぶと議事録から削除しようとする⁽¹⁰⁾。テレビ局に対して、与党が党本部に幹部を呼びつけて説明を求めるという形で、自分たちが特定の報道に対して少なくとも満足してはいないことを伝えようとする⁽¹¹⁾。やはり今の政治は今までの自民党政治とは違う、あるいは今までの自民党の保守政治家とは違う、少なくともそういう気がいたします。

こういう状況になったことにはさまざまな原因があるでしょうが、やはり選挙制度の果たす役割は小さくないと思います。小選挙区（比例代表並立）制が導入されてもうすぐ20年になるわけですが、やはり死票がとても多い。投票した人のごく一部の支持しか受けていない政党が過大に国会で議席を占める、ということが起こります。もちろん自民党だけに有利というわけではなくて、2009年の民主党が圧勝した総選挙もそうでした。

小選挙区では47%の人が民主党に投票したにすぎないのに、民主党は70%を超える議席を占めました。2005年の郵政解散総選挙からこういう傾向が続いています。2012年の総選挙では、自民党の得票率は43%、しかし議席占有率は79%でした。「4割の得票で8割の議席」などと言われる通りです。非常にいびつです。

そのうえ投票率の低さという問題があります。投票した人の43%が自民党と言いましたが、では全有権者の何パーセントが自民党に投票したか。絶対得票率と言いますが、これは前回、前々回ともに実に25%にすぎません。つまり有権者の4人に1人しか自民党に投票していない、ということなのです。

戦前・戦後を通じてフランスで活躍した、私のたいへん尊敬する憲法学者にルネ・カピタンという人がいます。樋口陽一先生がまだ若き大学院生時代にフランスへ留学されたときに指導を受けられたパリ大学の教授です。政治家としてドゴールの盟友でもあった人ですが、ある名言を残しています。私と内山さんの『憲法主義』にもちゃんと書いておきましたが、「選挙制度こそが本当の憲法だ」という言葉です。国の政治家を選ぶ選挙の仕組みがどういうものであるか、もちろん1票の格差の問題もありますが、どのような選挙制度を構想するか、その結果に国政は大きく影響される。あるいは支配されていると言っても過言ではない。そのことを忘れてはならないと思います。

安倍さんは来年夏の参院選の後に憲法改正を実現しようと考えているようです。私自身は憲法改正に何がなんでも絶対反対というわけではありませんし、政治家が、憲法改正を目指すということ自体は、抽象的には悪いことではないと思います。しかし、また名前を出して恐縮ですが、磯崎さんは「いちど憲法改正をして国民に慣れてもらう必要がある」、と仰いました。これほど憲法と国民を馬鹿にした発言はないと思います。要するに「お試し改憲」「ご試食改憲」です。

来週のゴールデンウィーク明けの月曜日から国会でいよいよ安保法案の審議が始まりますが、その結果いかんでは、自衛隊がますます「米軍の一部隊化」していく可能性があるでしょう。集団的自衛権を行使するということになったり、あるいはアメリカ軍の武力行使との一体化をさらに強めるということになれば、自衛官に死者が出ることになるかもしれません。自衛官が、誰かを殺すことになるかもしれません。そういう戦後の我が国の歩んできた道を大きく変更させるような決定を、憲法改正せずにしてい

いのか、国民投票で国民の意思を問うべきではないのか、と思います。

3分の2の国会議員の賛成を得る努力、そして国民投票での過半数の賛同を得る努力、それをせずに今の9条のままでやるということになると、今後この国はどうなっていくのか。恐らく、近い将来つぎのような議論が声高に唱えられるようになるのではないのでしょうか。すなわち、9条2項と現実の乖離、あるいは現実と9条のズレとでも言いましょうか、それが大きくなりすぎてもう限界ではないか、そろそろきちんと自衛隊を正面から認めて、憲法に書いて、それでコントロールしないと危ないのではないか。憲法解釈の変更や、あるいは「ガイドライン」のような政府間合意で、自衛隊が巨大化して世界展開化していくと、もうこれは駄目だという、そういう主張が説得力を増すのではないかという気がします。正面から自衛隊の存在を憲法に書き込み、そのうえで歯止めをかけたほうが安全だという、そういう主張は何よりわかりやすいでしょう。

他方で、そのような主張を誰が言っているのか、言う資格があるのは誰か、ということには注意を促したいと思います。ラフに言えば、「お前が言うな」という話です。9条2項の下で、しかし自衛隊をつくり、それを拡大してきたのは誰か。9条があったにもかかわらず、ここまで来ちゃったわけですね。そういうことをやってきた人たちが9条を書き改めて、「今度は縛りをかけます」と言ったとして、それで信じられますかという、そういう話なんですね。

民主党の岡田代表が党代表選挙のときに「安倍政権の下では改憲論争に応じない」と仰いました。党内には改憲派も護憲派もあり、様々な立場の支持を獲得するための戦略的な発言という側面もあるのですが、私は、これは一つのあり得る立場だと思います。日本の憲法は、保阪さんのお話にもあったように、様々な人がつくり上げてきたものです。そういう歴史をすっ飛ばして、「アメリカ人がたった8日間で作った」などという言い方で、内閣総理大臣が内閣総理大臣たる地位の依って立つ根拠であるところの日本国憲法の正統性を貶める発言をして、なんの非難も受けない。そういう政治状況で改憲論議に、しかもそういう言い方をする張本人が主導する改憲論議に乗ってはいけない、という立場は、護憲論者でなくとも、改憲論者であっても、共有しうるものだと私は思います。

憲法について語ることにに関して、さきほど本研究会の水島代表は、「学問的な団体だから政治的な主張をするのではない」と仰いました。その通りだと思います。私も、政治的な主張は政治運動の場でやるべきだと思い

ます。しかし根本のところ、立憲主義とは何か、憲法とは何かというその部分で最低限のことを共有してもらえないことには、話に乗れないんですね。憲法の役割は何かとか、憲法はどういうふうにして改正するのか、どういふ必要があるから改正するべきなのか、そういう立憲主義の諸々の基礎を共有してくれる政権とであれば、いくらでも議論はしたいし、おそらく憲法研究者としていくらでも協力できることがあるでしょう。憲法学の観点から、やはり憲法を考えるうえでのベースラインの部分は共有してもらう必要がある、と思います。

そういうことを分かっていたきたい、あるいは考えていただきたい、と思いながら、この『憲法主義』という本を作りました。AKBというのはいろいろなキャッチフレーズがあるようで、私も最近ではキャッチフレーズ的に「改憲の前に論憲を、論憲の前に知憲を」、と申しております。そのために、是非この本を読んで考えていただければ、と思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

- (1) 自由民主党憲法改正推進本部「ほのぼの一家の憲法改正ってなあに？」2015年4月28日発表。
- (2) 南野森「内閣法制局と集団的自衛権——解釈が規範を明らかにする」朝日新聞2014年4月27日読書欄「ニュースの本棚」。
- (3) 岡崎久彦「今一度、集団的自衛権の論議ただす」産経新聞2014年3月6日。
- (4) 南野森「現在に至るまで、最高裁判所が自衛隊を合憲と判断したことはない」ヤフーニュース（個人）2014年3月7日。
- (5) 参照、南野森「岸内閣が集団的自衛権を容認する答弁をしたというのは本当か？」ヤフーニュース（個人）2014年3月4日。
- (6) 安倍晋三自民党幹事長独占インタビュー（聞き手：上丸洋一編集長）「第三の憲法を白紙から作りたい」論座2004年2月号11-19頁。
- (7) 安倍晋三＝岡崎久彦『この国を守る決意』（扶桑社、2004年）。
- (8) 南野森「集団的自衛権と内閣法制局——禁じ手を用いすぎではないか」世界2013年10月号20-24頁。のちに、一部加筆のうえ、「禁じ手ではなく正攻法を、情より理を」として奥平康弘＝山口二郎（編）『集団的自衛権の何が問題か』（岩波書店、2015年）89-104頁に所収。
- (9) 2015年3月20日の参議院予算委員会における、安部首相の真山勇一議員への答弁。
- (10) 2015年4月1日の参議院予算委員会における、福島瑞穂議員の発言。
- (11) 2015年4月17日、自民党本部で開かれた同党の情報通信戦略調査会にNHKとテレビ朝日の幹部が呼び出され、それぞれの番組である「クローズアップ現代」および「報道ステーション」についての説明を求められた。

（みなみの・しげる）